

常用・臨時・日雇全ての求人3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上してください。

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

該当する方を残し、該当しない方を線で消してください。

1 許可番号 27 -ユ- ○○○○○○

紹介予定派遣で実績があった場合は有、それ以外は無を記入してください。

2 事業所の名称及び所在地
(名称) ○×紹介所

(所在地) 大阪府大阪市中央区常磐町○丁目○番○号

一人の求職者について希望業務(区分)が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いもの1つに計上してください。

常用…4カ月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。

3 紹介予定派遣 実績の有無

4 活動状況(国内)

項目	① 求人				② 求職	
	有効求人人数	求人人数			有効求職者数	新規求職申込件数
取扱業務等の区分		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数		
一般事務の職業	120人	1,000人	4,500人日	0人日	98人	500件
(紹介予定派遣)	(10)人	(120)人	(0)人日	(0)人日		
会計事務の職業	60人	500人	2,000人日	0人日	50人	250件
計	180人	1,500人	6,500人日	0人日	148人	750件

紹介予定派遣については上段区分の内数として記載してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

一の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となります。(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上してください。

臨時…1カ月以上4カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

日雇…1カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した無期雇用就労者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したもの(解雇を除く)及び離職したか不明なものの数を記載してください。

項目	③ 就職				④ 離職	
	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
	無期雇用	それ以外			離職	不明
一般事務の職業	300件	50件	450人日	0人日	10人	0人
(紹介予定派遣)	(0)件	(0)件	(0)人日	(0)人日	(0)人	(0)人
会計事務の職業	150件	0件	250人日	0人日	5人	0人
計	450件	50件	700人日	0人日	15人	0人

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上してください。

5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職		⑧ 離職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く) 離職 不明	
生産関連事務の職業	中国	20人	50人	15人	40件	0件	30件	0人	0人
生産関連事務の職業	アメリカ	15人	30人	10人	25件	0件	20件	0人	0人
医師	アメリカ	20人	50人	15人	40件	0件	30件	0人	0人
看護師	アメリカ	15人	30人	10人	25件	0件	20件	0人	0人
計		70人	160人	50人	130件	0件	100件	0人	0人

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

様式第8号(第2面)

常用…4カ月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。
 臨時…1カ月以上4カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。
 日雇…1カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

届出制手数料の場合は、この欄に金額を記載してください。

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデルまたはマネキンの職業に限ります。
 1件につき上限710円(免税事業者660円)
 ※一人1ヶ月につき3回まで徴収可

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料				
	常用	臨時	日雇	件	千円	常用	臨時	日雇	件	千円			
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	千円	千円	千円	件	千円	350,000	千円	45,000	千円	0	千円	件	千円
会計事務の職業	千円	千円	千円	件	千円	(0)	千円	(0)	千円	(0)	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	150,000	千円	25,000	千円	0	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円		千円		千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円		千円		千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円		千円		千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円		千円		千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円		千円		千円		千円	件	千円
計	千円	千円	千円	件	千円	500,000	千円	70,000	千円	0	千円	件	千円

1件につき上限710円(免税事業者は660円)
 ※上限制のみ記載

！注意！
 介護作業に従事する家政婦(夫)にかかる労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄には計上せず、「手数料管理簿」の写しを添付してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)			件	千円	件	千円	件	千円
	常用	臨時	日雇	件	千円	件	千円	件	千円
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	千円

年収700万円を超える者に限ります。

！単位違いに注意！
 金額は全て千円単位としてください。
 ※百円単位は四捨五入

7 職業紹介の業務に従事する者の数

15人
 職業紹介責任者も含まれます。なお、当該従事する者の数50人につき、1人以上の職業紹介責任者を選任する必要があります。

8 返戻金制度

有・無 (有の場合、その概要)

返戻金制度の有無、有の場合はその概要を記載してください。

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載してください。(外部研修も含みます。)

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

該当する方を残し(有料職業紹介事業報告書は1・無料職業紹介事業報告書は2)、該当しない方を線で消してください。

厚生労働大臣 殿

⑨ 氏名又は名称

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告(詳細は、別表参照)。
 ①芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士、特定技能の在留資格に係る職業紹介
 ②厚生労働省編職業分類中分類

個人の場合・・・事業主の氏名
 法人の場合・・・会社名、代表者氏名

※無料職業紹介事業の場合は
 6欄「収入状況」は空欄
 8欄「返戻金制度」は「無」としてください。

「取扱区分業務等の区分」について

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告

- ① 001芸能家、002家政婦(夫)、003配せん人、004調理士、005モデル、006マネキン、007技能実習生、008医師(歯科医師・獣医師は除く)、009看護師(准看護師を含む)、010保育士、011特定技能の在留資格に係る職業紹介
- ② 厚生労働省編職業分類(平成23年改定) **中分類**



大分類	中分類
A 管理的職業	01 管理的公務員
	02 法人・団体の役員
	03 法人・団体の管理職員
	04 その他の管理的職業
B 専門的・技術的職業	05 研究者
	06 農林水産技術者
	07 開発技術者
	08 製造技術者
	09 建築・土木・測量技術者
	10 情報処理・通信技術者
	11 その他の技術者
	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
	13 保健師、助産師、看護師
	14 医療技術者
	15 その他の保健医療の職業
	16 社会福祉の専門的職業
	17 法務の職業
	18 経営・金融・保険の専門的職業
	19 教育の職業
	20 宗教家
	21 著述家、記者、編集者
	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
	23 音楽家、舞台芸術家
24 その他の専門的職業	
C 事務的職業	25 一般事務の職業
	26 会計事務の職業
	27 生産関連事務の職業
	28 営業・販売関連事務の職業
	29 外勤事務の職業
	30 運輸・郵便事務の職業
	31 事務用機器操作の職業
	32 商品販売の職業
D 販売の職業	33 販売類似の職業
	34 営業の職業
E サービスの職業	35 家庭生活支援サービスの職業
	36 介護サービスの職業
	37 保健医療サービスの職業
	38 生活衛生サービスの職業
	39 飲食物調理の職業
	40 接客・給仕の職業
	41 居住施設・ビル等の管理の職業
	42 その他のサービスの職業
F 保安の職業	43 自衛官
	44 司法警察職員
	45 その他の保安の職業
G 農林漁業の職業	46 農業の職業
	47 林業の職業
	48 漁業の職業
H 生産工程の職業	49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)
	50 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)
	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	57 機械組立の職業
	60 機械整備・修理の職業
	61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)
	62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	63 機械検査の職業
	64 生産関連・生産類似の職業
I 輸送・機械運転の職業	65 鉄道運転の職業
	66 自動車運転の職業
	67 船舶・航空機運転の職業
	68 その他の輸送の職業
	69 定置・建設機械運転の職業
J 建設・採掘の職業	70 建設躯体工事の職業
	71 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)
	72 電気工事の職業
	73 土木の職業
	74 採掘の職業
K 運搬・清掃・包装等の職業	75 運搬の職業
	76 清掃の職業
	77 包装の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。
 どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。
 トップ(お仕事をお探しの方) > 各種ご案内 - 職業分類 - 『職業分類・職業解説に関するご案内』

https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_info.html

様式第8号(第3面)

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで(4④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで)とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況(国内)
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」(4③欄にあっては無期雇用)、「それ以外」)、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること(以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。)
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。)のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況(国外)
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人(件)数、それ以外の就職人(件)数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

様式第8号（第4面）

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。